

市内中心部における  
水素を利用したショーケース機能を有する  
集客交流施設整備運営事業

サウンディング型調査

実施要領

令和2年12月

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課

## 1. 本調査の目的

札幌市では、水素サプライチェーンを軸とした札幌圏地域循環共生圏の構築に向け、石狩市内での水素製造施設及び札幌市内中心部の集客交流施設へ設置を想定する燃料電池の規模・費用試算や、FCV、FC バスに水素を供給するステーションの設置（市内中心部及び市内の郊外拠点地域を想定）に向けた実現可能性（F/S）調査を進めています。

その中で、官民連携により、市内中心部に水素ステーションと集客交流施設を設置するモデル事業について検討しています。

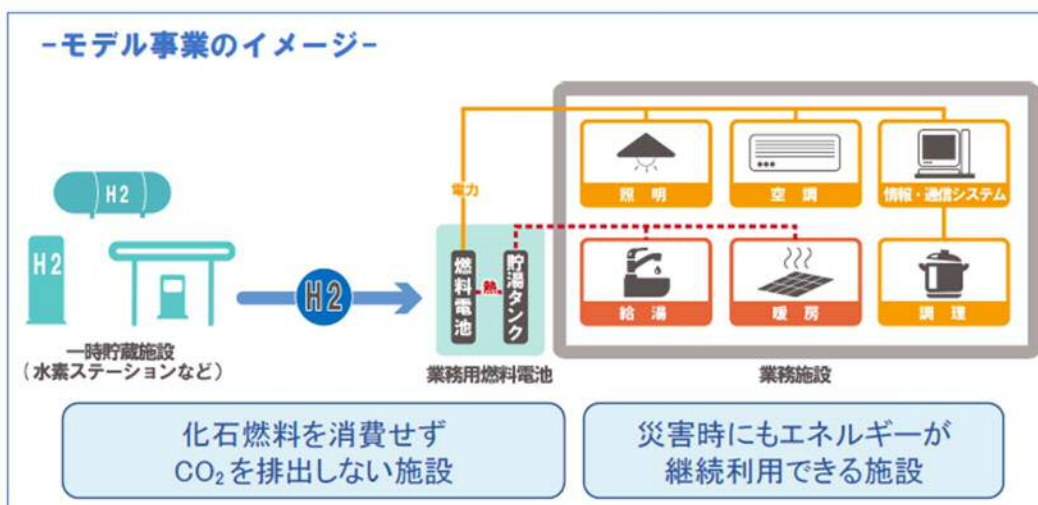
本調査は、民間事業者の皆さまとの対話を通じて、モデル事業における集客交流施設の整備・運営への参入意向や、想定する施設の機能や規模及び施設における水素の利用規模などに関する意見・要望等をお聞きしつつ、水素を利用したショーケース機能を有する集客交流施設の整備・運営に関する条件の検討に活用することを目的に実施します。

## 2. 事業のイメージについて

札幌市では、温暖化対策や災害対策を推進する観点から 2030 年頃までの水素エネルギーの活用の方向性を示す「札幌市水素利活用方針」を平成 30 年 5 月に策定しました。その中で、以下のように 2020 年後半～2030 年頃を目指したモデル事業の展開を想定しております。

### 札幌市水素利活用方針における事業の実施イメージ

- 2030 年頃までを目安とし、注目度が高く、ショーケース効果を発揮するモデル事業の実施を検討します。
- モデル事業では、業務施設へ水素を燃料とし、電気と熱の供給を行う純水素型燃料電池の設置を検討します。
- 水素ステーションの近隣整備など、燃料電池設備への安定的な水素供給についても検討します。
- モデル事業における設備の導入や水素の利用においては、その効果とともに事業採算性なども加味し、実施を判断します。



### 3. 事業概要について

「事業概要書」及び「別紙 調査対象地」をご確認ください。

### 4. 本調査の対象者

一定規模(※)の集客交流機能を有する施設の開発実績を有する法人又は法人グループで、かつ、次の①～⑧に該当しない者。

なお、集客交流機能とは、来街者により、にぎわいや様々な交流が生まれるような施設機能を指します。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 1 月 22 日の間に札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項にあげる暴力団、又は構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる者
- ⑤ 市税等を滞納している者
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 役員等に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者

※一定規模とは、以下のいずれかに該当するものとします。

- ・集客交流機能を主たる用途とした開発で敷地面積が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上
- ・集客交流機能の床面積の合計が概ね 1,000 m<sup>2</sup>以上

なお、開発実績は、グループの構成員のうち少なくとも 1 社以上が有する必要があります。

### 5. 調査方法

#### (1) 調査の流れ

本調査は、アンケート調査とヒアリング調査（個別対話）の 2 段階で実施します。別紙の「調査票」にご回答いただいた上で、本事業へ参入意向を有する事業者の中から対象を選定し、対象にヒアリング調査（個別対話）への参加を依頼させていただきます。

## (2) アンケート調査

「調査票」にご回答いただき、提出先へEメールにてお送りください。

### ① 期間

令和2年12月14日（月）～令和2年12月25日（金）

### ② 提出先

「8 提出・問い合わせ先」のとおり

## (3) ヒアリング調査

アンケート結果を踏まえ、本事業へ参入意向を有する事業者の中から5者程度を対象として、ヒアリング調査（個別対話）への参加を依頼させていただきます。

### ① 期間

令和3年1月11日（月）～令和3年1月22日（金）

### ② 所要時間

30分～1時間程度

### ③ その他

ヒアリングは、参加事業者のアイディア及びノウハウの保護のため個別に行います。

ヒアリングは、対面又はWEB会議を基本とし、参加事業者の希望によってはメール・書面により実施します。

ヒアリング参加者数は、事業者側が5名以内、札幌市側（本調査受託事業者スタッフを含む）は2～5名程度とします。

ヒアリング当日は、補足説明資料等を提出していただくことも可としますが、資料のボリュームはA3用紙3枚程度あるいはA4用紙6枚程度までとします。

## (4) 結果の公表 公表日（予定）：令和3年3月頃

本調査の実施結果については、概要の公表を予定しています。

なお、参加事業者名は公表しません。

また、参加事業者のアイディア及びノウハウの保護に配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 6. 留意事項

### (1) 参加事業者の取り扱い

事業化に向けて、設置事業者の公募・選定等を行うこととなった場合には、本調査の結果を公募条件の設定において参考とさせていただきます。

なお、本調査への参加実績が公募・選定に際して評価の対象となることはありません。

(2) 費用負担

本調査に参加する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加調査

本調査終了後も、必要に応じて追加のヒアリング等を実施させていただくことがあります。

## 7. 参考資料

(1) 札幌市水素利活用方針

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/jisedaienergy/suisorikatuyou.html>

(2) 札幌市燃料電池自動車普及促進計画

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/zidousya\\_kankyo/fcv\\_newplan.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/zidousya_kankyo/fcv_newplan.html)

(3) さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/renkeichusu/renkeichusu.html>

(4) 第2次札幌市環境基本計画

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/keikaku/newkeikaku/newindex.html>

(5) 札幌市温暖化対策推進計画

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/newplan/index.html>

(6) 環境省ローカル SDGsー地域循環共生圏づくりプラットフォームー

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

## 8. 提出・問い合わせ先

【事業内容に関する問合せ先】

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課（清水、佐竹）

電話：011-211-2877 FAX：011-218-5108

E-mail：kan.suishin@city.sapporo.jp

※応答可能時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時00分まで